

8.6 史跡・文化財

8.6 史跡・文化財

8.6.1 現況調査

(1) 調査事項

事業区間周辺には、周知の埋蔵文化財包蔵地が事業区間に含まれることから、工事の施行による、史跡・文化財への影響を予測・評価するため、下記の事項について調査した。

- ①埋蔵文化財包蔵地の状況
- ②法令による基準等

(2) 調査地域

調査地域は、事業区間及びその周辺とした。

(3) 調査方法

調査方法は、既存資料調査及び現地調査によった。

ア 既存資料調査

既存資料調査は、表 8.6.1-1に示す資料を収集・整理した。

表 8.6.1-1 調査方法（既存資料調査）

調査事項	調査範囲等	使用した主な資料	備考
①埋蔵文化財包蔵地の状況	事業区間 周辺	・「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（令和元年10月 東京都教育委員会ウェブサイト）	最新の資料を参考とした。
②法令による基準等		・「文化財保護法」（昭和25年法律第214号） ・「東京都文化財保護条例」（昭和51年東京都条例第25号） ・「杉並区文化財保護条例」（昭和57年杉並区条例第8号） ・「練馬区文化財保護条例」（昭和61年練馬区条例第26号） ・「西東京市文化財保護条例」（平成13年西東京市条例第79号）	

イ 現地調査

現地調査は、表 8.6.1-2に示すとおり行った。

表 8.6.1-2 調査方法（現地調査）

調査事項	調査方法
埋蔵文化財包蔵地の状況	教育委員会等へのヒアリング調査によるものとした。

(4) 調査結果

ア 既存資料調査

(7) 埋蔵文化財包蔵地の状況

事業区間周辺で確認されている埋蔵文化財包蔵地の位置は、表 8.6.1-3(1)～(3)及び図 8.6.1-1に示すとおり、埋蔵文化財が 28 件指定されている。

表 8.6.1-3(1) 事業区間周辺の史跡・文化財等の一覧（埋蔵文化財）

地点番号	遺跡名	所在地	時代	種別	主な遺構/概要	主な出土品
M-1	杉並区 No. 149 遺跡	杉並区 井草 2、 井草 3	[縄]前期 [近]	包蔵地	—	縄文土器、陶器 及び銭貨
M-2	杉並区 No. 147 遺跡	杉並区 下井草 5	[古]	包蔵地	—	土師器
M-3	杉並区 No. 145 遺跡	杉並区 上井草 1	[縄]早期 [縄]中期	包蔵地	—	縄文土器
M-4	杉並区 No. 146 遺跡	杉並区 上井草 1	[古]	包蔵地	—	土師器
M-5	杉並区 No. 143 遺跡	杉並区 井草 4	[縄]中期 [奈][平] [近]	包蔵地	—	縄文土器、土師 器及び陶器
M-6	柿ノ木山遺跡	杉並区 井草 4	[縄]草創期 ～後期	包蔵地	[縄]土坑	縄文土器、打斧、 有舌尖頭器、石 鏃、搔器及び剥 片
M-7	遅ノ井遺跡 B 地点	杉並区 上井草 2	[旧]	包蔵地	[旧]ブロック	[旧]ナイフ形石 器、錘状石器、 斧状石器、敲石、 石核及び剥片
M-8	杉並区 No. 142 遺跡	杉並区 上井草 2	[縄]早期 [縄]中期	包蔵地	—	縄文土器
M-9	杉並区 No. 140 遺跡	杉並区 井草 5	[縄][奈] [平]	包蔵地	—	縄文土器及び土 師器
M-10	杉並区 No. 141 遺跡	杉並区 井草 5、 上井草 2	[奈][平]	包蔵地	—	土師器
M-11	杉並区 No. 139 遺跡	杉並区 井草 5	[古]	包蔵地	—	土師器
M-12	杉並区 No. 1 遺跡	杉並区 上井草 2	[縄]早期	包蔵地	—	縄文土器
M-13	井草遺跡 C 地点	杉並区 上井草 3	[旧] [縄]早期 [縄]中期 [古][近]	包蔵地	[旧]ブロック 及び礫群 [縄]炉穴及び 遺物集中部 [近]溝状遺構 及び土坑	ナイフ形石器、 台形石器、縄文 土器、敲石、土 師器、磁器及び 陶器

表 8.6.1-3(2) 事業区間周辺の史跡・文化財等の一覧（埋蔵文化財）

地点番号	遺跡名	所在地	時代	種別	主な遺構/概要	主な出土品
M-14	杉並区 No. 115 遺跡	杉並区 上井草 3	[旧] [縄]中期 ～後期[古]	包蔵地	—	ナイフ形石器、 縄文土器及び土 師器
M-15	井草遺跡 B 地点	杉並区 上井草 4	[旧] [縄]中期	包蔵地	[旧]ブロック	[旧]ナイフ形石 器、スクレイパ ー及び剥片
M-16	井草遺跡	杉並区 上井草 4	[旧] [縄]草創期 ～早期[古]	包蔵地、 集落	[縄]住居及び 土坑	[縄]縄文土器、 斧形石器、敲石、 特殊磨石及び石 皿
M-17	練馬区遺跡 No. 49 遺跡	練馬区 上石神井 1	[縄]中期～ 後期	包蔵地	—	縄文土器
M-18	練馬区遺跡 No. 58 遺跡	練馬区 石神井台 7	[旧]	集落	[旧]礫群	石器
M-19	武蔵関北遺跡	練馬区 関町北 4	[旧] [縄]草創期 ～中期	集落	[旧]石器プロ ック及び礫群 [縄]集石、陥穴 及び土坑	石器及び縄文土 器
M-20	葛原遺跡 B 地点	練馬区 関町北 2	[旧] [縄]早期～ 前期	集落	[旧]礫群 [縄]住居及び 炉穴	縄文土器及び石 器
M-21	川北遺跡	練馬区 関町北 4	[旧] [縄]早期～ 中期[近]	集落	[旧]石器プロ ック [縄]炉穴、陥穴 及び住居	石器及び縄文土 器
M-22	富士見池北遺跡	練馬区 関町北 4	[旧] [縄]早期～ 中期	集落	[旧]石器プロ ック及び炉穴	縄文土器及び石 器
M-23	富士見池遺跡群	練馬区 関町北 3、 関町南 4	[旧] [縄]早期～ 後期[中]	集落	[旧]石器プロ ック及び礫群 [縄]住居	石器及び縄文土 器
M-24	富士見池西方遺跡	練馬区 関町北 3	[縄]早期 [縄]中期 [近]	集落	[縄]住居	縄文土器、石器 及び近世木製品
M-25	下柳沢遺跡	西東京市 東伏見 2、 東伏見 3	[旧] [縄]草創期 ～後期 [中][近]	集落、 その他 の墓	[旧]ブロック 及び礫群 [縄]住居、土坑 及びピット [中]井戸及び 地下式土坑 [近]土坑、井 戸、溝、水車、 畑及び水田	縄文土器、石器、 剥片、焼礫、陶 磁器、土師質土 器、瓦質土器、 茶臼、板碑及び 銭貨
M-26	下野谷遺跡	西東京市 東伏見 2、 東伏見 3、 東伏見 6	[旧] [縄]早期～ 後期 [弥]後期 [古][平] [近]	集落	[旧]ブロック、 礫群及び炭化 物集中 [縄]住居跡、掘 立柱建物跡、堅 穴、炉穴、陥し 穴、集石土坑、 土坑、ピット、 ピット列及び 埋設土器 [近]堅穴、溝、 道路、集石、配 石、柵列、土坑、 硬化面、畑及び ピット	石器、剥片、焼 礫、縄文土器、 土錘、土製円盤、 垂飾、耳栓、炭 化物、矢柄研磨 器、砥石、陶磁 器、土師質土器、 瓦質土器、銭貨、 煙管、須恵器、 管状土錘、土鈴、 刀子、釘、弥生 土器及び土師器

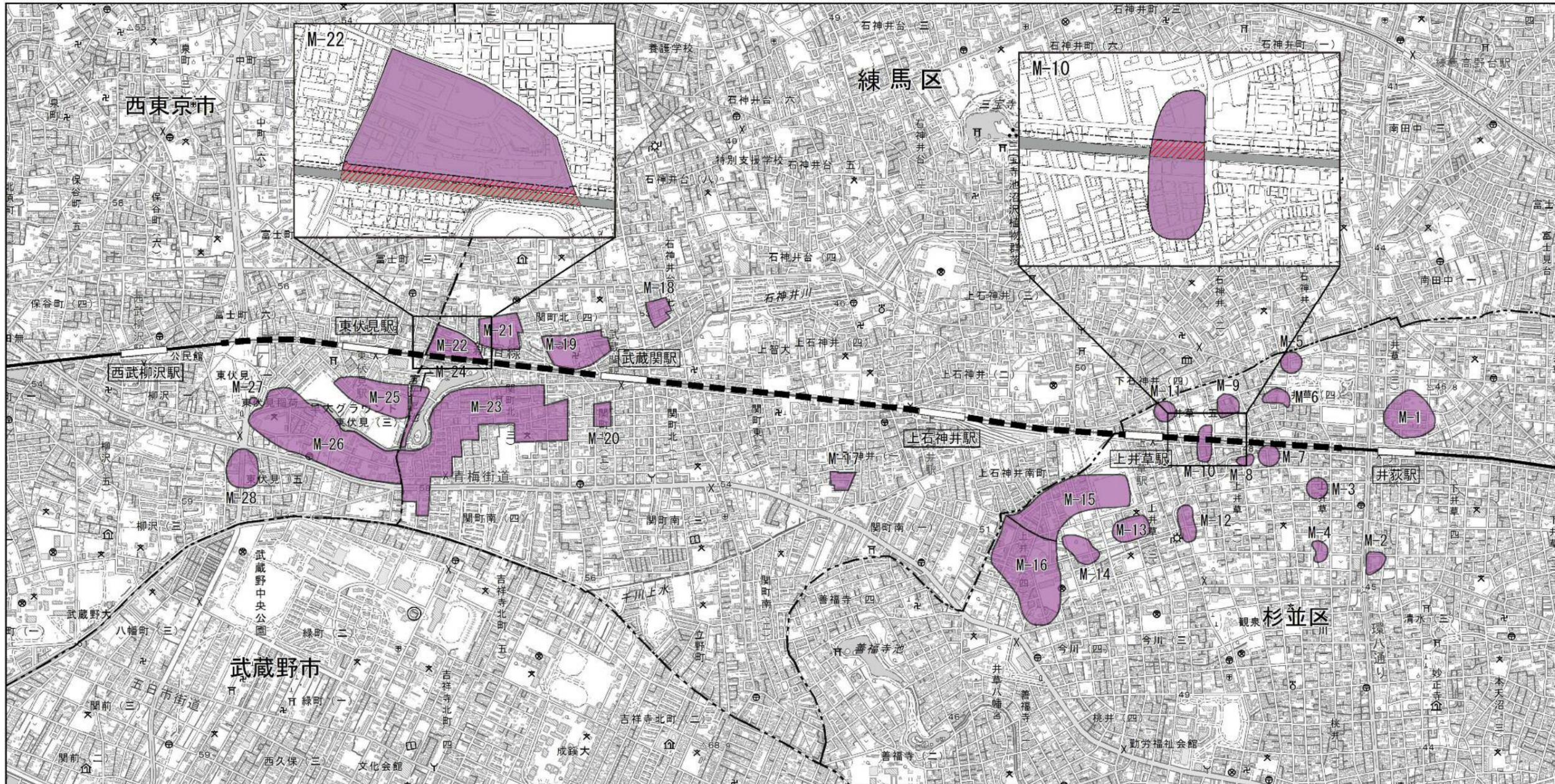
表 8.6.1-3(3) 事業区間周辺の史跡・文化財等の一覧（埋蔵文化財）

地点番号	遺跡名	所在地	時代	種別	主な遺構/概要	主な出土品
M-27	東伏見稲荷神社遺跡	西東京市 東伏見1	[旧] [縄]中期	包蔵地	—	尖頭器及び縄文土器
M-28	坂下遺跡	西東京市 東伏見5 柳沢2	[旧] [縄]早期～ 中期 [平][近]	集落	[旧]礫群、ブロック、炭化物集中及び土杭 [縄]土杭及びピット [平]住居跡 [近]溝、土杭及びピット	石器、剥片、焼礫、縄文土器、粘土塊、土師器、須恵器、陶磁器、土師質土器、瓦質土器、銭貨、煙管及び石臼

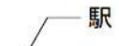
※1 地点番号は、図 8.6.1-1中の番号と対応する。

※2 [旧]:旧石器時代、[縄]:縄文時代、[弥]:弥生時代、[古]:古墳時代、[奈]:奈良時代、[平]:平安時代、[中]:中世、[近]:近世

出典:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」
(令和元年10月 東京都教育委員会ウェブサイト)



凡例

-  駅
-  事業区間
-  現在線
-  区市界
-  埋蔵文化財等
-  事業区間 (詳細)



1 : 20,000



出典：「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」(令和元年10月 東京都教育委員会ウェブサイト)

図 8.6.1-1 史跡・文化財等位置図

(イ) 法令による基準等

埋蔵文化財に係る主な法令は、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「東京都文化財保護条例」（昭和 51 年東京都条例第 25 号）、「杉並区文化財保護条例」（昭和 57 年杉並区条例第 8 号）、「練馬区文化財保護条例」（昭和 61 年練馬区条例第 26 号）及び「西東京市文化財保護条例」（平成 13 年西東京市条例第 79 号）があり、埋蔵文化財の保護、保存が図られている。

また、遺跡内において工事や建設作業を行う場合、同法に基づく関係機関等への手続が必要とされている。

イ 現地調査

事業区間に含まれる埋蔵文化財包蔵地について、杉並区教育委員会事務局、練馬区地域文化部、西東京市教育部にヒアリング調査を行った結果は、表 8.6.1-4 に示すとおりである。

表 8.6.1-4 埋蔵文化財包蔵地に関するヒアリング調査結果

関係機関	ヒアリング調査結果
杉並区	事業区間と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地として、「杉並区 No. 141 遺跡」が考えられる。過去に埋蔵文化財調査を実施しており、縄文土器が出土した。
練馬区	事業区間と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地について、「富士見池北遺跡」が考えられる。過去に埋蔵文化財調査を実施しており、土器等が複数出土した。
西東京市	事業区間と交差する可能性のある文化財は存在しない。

8.6.2 予 測

(1) 予測事項

予測事項は、事業区間内の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、工事の施行中とした。

(3) 予測地域

予測地域は、事業区間が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれる範囲とした。

(4) 予測手法

事業計画を基に、周知の埋蔵文化財包蔵地の改変の程度を予測した。

(5) 予測結果

事業の実施に伴い、掘削工事を施行することとなる。

事業区間において影響が予測される周知の埋蔵文化財包蔵地は、表 8.6.2-1に示す杉並区 No. 141 遺跡 (M-10) 及び富士見池北遺跡 (M-22) と予測される。

そのため、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じるほか、掘削工事区間において新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法第 96 条 (遺跡の発見に関する届出、停止命令等) 等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

表 8.6.2-1 対象事業と交差する周知の埋蔵文化財包蔵地

番号 ^{※1}	名称	事業区間と交差する位置	現況	交差する延長	交差する面積	掘削深さ ^{※2}
M-10	杉並区 No. 141 遺跡	分布範囲の中央	線路内及び 住宅地	約 70m	約 1,250 m ²	約 3.0m
M-22	富士見池北遺跡	分布範囲の南	住宅地	約 260m	約 1,700 m ²	約 3.0m

※1 表中の番号は、表 8.6.1-3(1)～(3) (201～203 ページ参照) の番号を示す。

※2 掘削深さは、地盤面からのおおよその深さを示す。

8.6.3 環境保全のための措置

(1) 予測に反映した措置

- ・周知の埋蔵文化財包蔵地（杉並区 No. 141 遺跡（M-10）及び富士見池北遺跡（M-22））において、一部掘削工事を実施するため、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。
- ・掘削工事区間において新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法第 96 条（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

8.6.4 評価

評価の指標は、同法第 93 条（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）及び第 96 条に定められた規定、「東京都文化財保護条例」、「杉並区文化財保護条例」、「練馬区文化財保護条例」及び「西東京市文化財保護条例」に定められた保全に関する事項を遵守することとした。

周知の埋蔵文化財包蔵地については、事業の実施に伴い一部改変されるが、同法に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。

また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、同法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努める。

これらのことから、埋蔵文化財包蔵地に及ぼす影響は小さく、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保全に関する事項を遵守すること」を満足する。